

## 地方自治体への技術支援事業の企画概要の紹介

本事業は、特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム(CNCP)が地方自治体からの要請を受けて、建設技術に係る高度な専門知識を有する技術士等から指導、助言、支援等を有償で行う技術支援事業です。支援技術者は、技術士と同等以上の専門知識を有する者で、かつ、CNCP が適任と判断した者とします。本技術支援事業は従来にない新しい仕組みです。

支援業務とは、以下の事項について、自治体の要請に応じ、相談、指導、助言、調査、調整、資料提供等を行うものです。

- (1) 自治体からの相談に対する専門的な指導や助言
- (2) 自治体における公共事業の成果品の品質評価支援
- (3) 住民説明会やワークショップ等のファシリテーター
- (4) 技術者研修等への講師の派遣
- (5) その他公共事業の効率的又は効果的な執行に対する効果が期待できる事項

また、支援業務の遂行手順は次に示す通りです。

- (1) 自治体は技術支援を要請する案件が記載された技術支援要請書を CNCP に提出する。
- (2) CNCP は、提出された要請書により、要請案件の内容に適した担当技術者を選任する。
- (3) CNCP は、担当技術者が選任されたときは、当該案件に対する技術支援の実施期間、内容等について速やかに担当技術者と調整を図り、技術支援通知書を依頼のあった自治体に通知する。
- (4) 担当技術者は業務内容に必要な期間および費用を積算し自治体に提示する。  
自治体は CNCP に対して注文書を出し契約が成立する。

技術支援結果については、次の手順により報告されます。

- (1) 担当技術者は、要請案件に対する技術支援業務が完了したときは、技術支援完了報告書を CNCP 事業化推進担当理事に提出し、CNCP 運営会議にてその内容を精査し依頼自治体に提出する。
- (2) 依頼した自治体は、技術支援結果について技術支援等結果評価書を作成し速やかに CNCP に提出する。

担当技術者が行った技術支援を評価するため、CNCP 運営委員会内に評価委員会を設置し、評価委員会は、技術支援について、技術支援完了報告書及び技術支援等結果評価書に基づき、その効果等を評価し記録に残すと共に次の業務に反映させます。

※本事業案は現在地方自治体の意向を反映させるべく地方自治体に対して意向調査を実施中です。

平成 26 年 11 月